



(新着情報)

平成30年7月豪雨の被害に伴い、被災地域に使用の本拠を有する自動車の自動車検査証及び保安基準適合証等の有効期間を延長しているところです。これらの地域においては復旧・復興が進んでいるところですが、広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域（\*）の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証及び保安基準適合証等の有効期間を再延長することとしましたので、お知らせします。

○対象車両及び措置内容

【自動車検査証】

広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域\*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月19日までのものを8月20日まで延長

【保安基準適合証等】

広島県、岡山県及び愛媛県の一部地域\*に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証等であって、保安基準適合証等の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までのものを8月20日まで延長

\* 広島県：広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

\* 岡山県：倉敷市、総社市、高梁市

\* 愛媛県：大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.ml.it.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000192.html](http://www.ml.it.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000192.html)

---

(2) 自動車事故対策費補助金の申請受付を開始～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(新着情報)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を開始いたします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

○先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_30.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_30.html)

○運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

---

(3) 運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～  
(配信日：H30. 7. 27)

国土交通省では、貸切バス事業者の法令遵守の状況を確認するため、監査官が営業所に立ち入る臨店監査や、観光地や空港等のバス発着場において街頭監査を実施しています。

これに加え、昨年度から、民間に調査を委託し、一般の利用者として、実際に運行する貸切バスに乗り込んでもらい、貸切バスが運行中、適切に休憩を取っているかや、交替運転者がいる場合適切に交替しているかなどの法令遵守状況の調査を行っています。今年度においては、調査回数を増やし実施します。

本調査において法令違反のおそれが確認された事業者に対しては、後日、国による監査を実施します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000349.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000349.html)

---

(4) タクシー事故の更なる削減を目指して！～タクシー事故防止対策検討会を設置し事故削減に効果のある取組を検討～【関東運輸局発】

(配信日：H30. 7. 20)

タクシーの事故については、事故発生件数は減少しているものの、死者数は増減を繰り返しており、「歩行者との事故」や「健康に起因する事故」も後を絶たない状況であるため、平成29年5月、関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課が事務局となり、関東地区ハイヤー・タクシー協議会及び運輸支局の保安担当者を委員とした「タクシー事故防止対策検討会」を設置し、事故防止に効果が期待できる取組を取りまとめました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1807/0719/cs\\_p180719.pdf](http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1807/0719/cs_p180719.pdf)

---

(5) 大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで～平成30年7月豪雨の被害



に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

